

最終更新日：2006年5月31日

## 株式会社コロワイド

代表取締役社長 渡辺順寛  
 問合せ先：専務取締役 野尻公平  
 証券コード：7616  
<http://www.colowide.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは 直営飲食店チェーン、FC事業の多店舗展開、カラオケハウス、各種食料品および製造・加工品等の提供等の事業を営んでおります。これら飲食業を営む企業の行動を厳しく監視・規制する法律には、食品衛生法、消防法、個人情報保護法等があります。当社グループでは、コンプライアンス(法令遵守)は企業が存続する上で最低限の条件と受け止めており、むしろ経営戦略や事業目的の遂行の観点から積極的にとらえ、企業価値の増大という企業の基本的な目的に照らして合理的な仕組みを構築すべきと考えております。

また、株主・投資家の皆様に対して公平かつ透明性ある適時、適切な情報開示も重要な施策と考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
蔵人金男	7,897,605	13.23
蔵人良子	5,118,750	8.58
有限会社 サンクロード	3,922,930	6.57
蔵人 賢樹	3,564,617	5.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,636,200	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,608,600	2.70
蔵人理永	1,094,625	1.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	822,654	1.38
渡辺順寛	650,211	1.09
株式会社りそな銀行	567,000	0.95

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(注1)

当社グループは多業態多店舗展開を進めております。業態開発の方法として自主開発に加え、M&Aによる方法を採用して以来、平成18年3月末で満4年を経過したことと、平成16年10月1日よりの会社分割とも併せて現在では11のグループ会社を有しております。今後も業態の多角化と店舗網の拡大を加速するため、M&Aを積極的に推進して参ります。

従って、グループ会社の運営の効率化、収益性の向上が継続的な課題となります。

当社は、各グループ会社の自立性を保つことを基本方針としており、グループ会社の経営方針の決定は各社に委ねますが、グループ会社での新規出店・リニューアル・閉店に関する店舗政策につきましては、個別の案件毎に当社取締役会に上程し、承認を受けることを義務づけております。

(注2) 上記「2. 資本構成 [大株主の状況]表につきましては、平成18年4月1日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は監査役制度を採用しております。公正で健全な経営を行うべく、取締役会は監査役、社外監査役による監査、指導を受け、業務執行に当たっております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、随時相互の監査結果の情報交換を行っており、当社の業務執行状況および管理会計業務の把握と監視を行っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

企業集団の内部統制を担当する部署として、社長直轄の内部監査担当を置き、グループ各社への指導・支援を実施する。  
また、内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況についてまとめ、定期的に当社取締役会および監査役会に報告することになっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
結城 修	他の会社の出身者									○
佐藤 喜彦	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
結城 修	—	当社の業務運用の適法性、公平性の監査、指導を仰ぐため。
佐藤 喜彦	サントリー(株) 東京経理センター長	飲食業界の動きに照らし当社のあり方について指導を仰ぐため。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成 18 年3月期の社外監査役の取締役会出席状況につきましては、2名とも毎月 1 回出席しております。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

当社は平成 16 年 10 月1日より持株会社に移行しました。現在、持株会社である当社の取締役へのインセンティブ付与に関する施策はありません。

ただ、持株会社に移行する前に、当社では、平成 14 年6月 15 日付定時株主総会においては当社従業員を対象に、平成 15 年6月 14 日付定時株主総会においては当社取締役および従業員を対象にした、新株予約権方式によるストックオプション制度の導入を決議いたしました。

このうち、平成 14 年6 月 15 日付株主総会決議分につきましては、平成 15 年5月 26 日付取締役会において、具体的な発行内容が確定しました。本日現在の残高は、新株予約権総数の残高は 252 個、当社普通株式 396,900 株、新株予約権の行使に際し払込むべき金額は 1 株当たり 280 円、発行する株式の発行価額の総額は 111,132,000 円となっております。平成 16 年 10 月1日付会社分割により、対象者はすべてグループ会社の取締役および従業員となっております。

ストックオプションの付与対象者	その他
-----------------	-----

#### 該当項目に関する補足説明

当社は平成16年10月1日付で会社分割を行いましたので、対象者は現在ではグループ会社の取締役および従業員となっております。

#### 【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	その他

#### 該当項目に関する補足説明

平成18年3月期における役員報酬額は158,280千円であり、同期における監査役の報酬は10,029千円(うち、社外監査役2,520千円)であります。

#### 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役は、監査役と共に当社の業務執行状況等に関して適法性、妥当性の監査を行い、監査役会、取締役会における助言、指導を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の定時取締役会は月1回以上開催されます。この定時取締役会には、当社の取締役全員・監査役全員に加えて、グループ会社の各社長が出席します。定時取締役会では、経営方針、法令事項等、経営に関する重要事項の意志決定および業務遂行状況の管理がなされております。

監査役は、常勤監査役を中心に、監査法人等との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

当社の会計業務を執行した公認会計士は丸山邦彦氏、原田清朗氏および山口直志氏の3名であり、いずれもあずさ監査法人に所属しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成 18 年 6 月開催の第 44 回定時株主総会につきましては、集中日を回避し、6 月 10 日を予定しております。
その他	株主総会後には「経営近況報告会」をもち、直接株主様からご意見をいただいております。平成 18 年 6 月 10 日の株主総会終了後にも「経営近況報告会」を開催する予定です。なお、大阪にて、株主総会にご出席できなかった関西地区の株主様のために、「経営近況報告会」を開催しております。平成 18 年 6 月 17 日にも開催する予定です。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	中間決算期、決算期に説明会を行い、当社事業の内容、展開等について説明を行っております。また、必要に応じて、アナリストおよび機関投資家向けにスモールミーティングおよびワン・オー・ワン ミーティングを開催しております。
IR 資料のホームページ掲載	あり	決算短信、月次売上の前年比、店舗の情報を当社ホームページに掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	IR に関する担当者を決めております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

### 第1編 総則

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、①業務の有効性・効率性 ②財務報告の信頼性の確保 ③法令・定款等の遵守という三つの目的を実現するために、内部統制基本方針を定める。

#### 行動指針

- ① 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的にまたは随時、報告を受け、また、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制基本方針の見直しを行う。
- ② 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制基本方針に基づく内部統制の整備および運営に責任を負い、上記三つの目的を当社の最優先課題とすることを全従業員に周知徹底する。
- ③ 法令および社会倫理規範の遵守(コンプライアンス)に関する内部統制の整備および監督を行うために、社長直轄の内部監査担当を置く。
- ④ 当社グループ全体の横断的な立場で内部統制の整備および監督を行うために、当社取締役会には、監査役全員およびグループ会社各社長も参加させる。

### 第2編 法令・社会倫理規範遵守の管理

#### 法令遵守のための内部監査の実施

##### (1) 法令遵守のための内部監査の意義

当社グループの各営業店舗およびキッチンセンターは、飲食業の一員として、まず食中毒の発生を未然に防ぐため、手洗いの励行、賞味期限の遵守、冷凍食品が常温で放置されていないか等の点検、清掃の徹底を行う。また、営業店舗には多くのお客様をお迎えするため、火災の発生を防ぐことは勿論のこと万一火災が起きた場合を想定して避難口の表示と避難口がきちんと通れるようになっているか等の点検を行う。さらに、当社グループ店舗では多くのパート・アルバイトを雇用しているので、臨時従業員の履歴書などを鍵のかかる場所に保管しているか等の点検を行う。

##### (2) 運営方法

食品衛生法、消防法、個人情報保護法その他関連法規の趣旨を理解して、営業許可書、食品衛生責任者、防火管理責任者の届出などの形式面のみでなく、これらの法令遵守に欠かせない項目を網羅したチェックリストに基づき内部監査を行う。

グループ会社は各社毎に、各社の社長直轄の内部監査チームを作り一定の書式に基づき内部監査を行う。各グループ会社社長は、各社毎の内部監査計画書および半年毎の実施状況の報告を、当社社長および社長直轄の内部監査担当あてに提出する。これらの報告は、当社社長およびグループ会社社長が、各店舗への訪店指導の際の参考資料として使用する。

各社社長の店舗巡回で、特に清掃の行き届いた店舗には、優良店舗としての表彰を行い、店舗従業員の間に、飲食に携わる営業店舗に課せられた法的規制の趣旨を十分に認識させる。

### 第3編 リスク管理

当社グループは、あらゆる緊急事態に備える目的で、リスクを下記のように分類し、夫々の場合毎に、報道管制に至るまでの全ての対応策について「緊急マニュアル」を作成して、緊急体制を整える。

- (1) 通常営業時対応 …… 店舗における ① 一般苦情 ② 難癖をつける苦情(金銭要求型)
- (2) 大規模災害対応…… ①地震 ② 台風・豪雨・豪雪 ③ 火災 ④ 爆発 ⑤事故 ⑥ 盗難・強盗
- (3) 食品事故対応
- (4) その他 …… 上記以外の店舗被害

### 第4編 業務の効率性の管理

① 当社は、グループ会社の中期経営計画を具体化するため、グループ全体の中期経営計画に基づき、毎期グループ企業毎の業績目標と予算を設定しグループ企業に提示する。新規出店・リニューアル・閉店などの店舗政策については、原則として中期経営計画の目標への貢献を基準に、その優先順位を決定する。

② 各グループ会社の社長は、各グループ会社を実施すべき具体的な施策を決定する。

③ 取締役会は、毎月、グループ会社に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、実行させる。

④ 上記の議論を踏まえ、各グループ会社社長は、各グループ会社を実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤ グループ会社での新規出店・リニューアル・閉店に関する店舗政策につきましては、個別の案件毎に当社取締役会に上程し、承認を受ける。

### 第5編 財務報告の信頼性確保

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、以下を実施する。

○ 店舗施設の取得については、取締役会の承認の下に行う。

○ 出金手続きは、注文書、注文請書、請求書等の伝票類に基づき行う。

○ 入金手続きのうち、各社の本部集中経理になじまない営業店舗での売上金については、他部門による相互牽制後の金額に基づき行う。

○ 財務諸表は、準拠すべき法令、企業会計原則、社内規定など一般に公正妥当と認められる企業会計に留意し作成する。

#### (2) 売上金管理の意義

当社グループでは、各社とも本部集中経理を採用しており、仕入や経費項目、敷金保証金などについては、請求書に基づき経理課員による厳密な点検を経て支払う。

一方、売上金についてはほぼ 100%店舗従業員の管理下にある。レジ閉め後の売上金は直ちに最寄の銀行口座または店舗内に設置されている入金機への入金を原則としております。売上金の入金を早める目的で、他部門の担当が入金状況を監視できる体制を構築しております。

今後につきましても、本部集中経理制度になじまない勘定科目があれば管理方法を改善していく予定です。

### 第6編 企業集団の内部統制確保のための体制

企業集団の内部統制を担当する部署として、社長直轄の内部監査担当を置き、グループ各社への指導・支援を実施する。また、内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況についてまとめ、定期的に当社取締役会および監査役に報告する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

### 1. 買収防衛に関する事項

当社の企業価値を高めることを最大の買収防衛策と考えております。また、安定株主の株式保有割合は、発行済株式総数の 3 分の1を超えております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【 参考資料：模式図 】

